

岡山県立岡山盲学校 いじめ問題対策基本方針

2019年4月 改訂

いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

いじめに関する現状と課題

- ・昨年度の本校のいじめの認知件数は1件であり、発端は生徒同士のコミュニケーション不足や互いの視覚障害に対する理解不足など、誤解から生じた事案であった。昨年度以前より、多様な実態の児童生徒同士のコミュニケーション不足などを基盤に、意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまうことによるトラブルや悩みを訴えるケースも増加している。また、近年、携帯電話やスマートフォンの利用が増加しており、情報モラルの低下も懸念されている。
- ・現在、生活指導係を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取り組みをより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して、学校をあげた横断的な取り組みを行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のために、教職員や保護者などが児童生徒の小さな変化に気付く力を高め、小さな兆候であっても、いじめではないかの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、教職員が連携した組織的な対応を行うことが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事等が参画し、それぞれの立場から実効のないじめ問題解決のための取り組みを行う。また、児童生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、情報係が中心となって、校内研修や児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自尊感情を育成し、充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために、各学期にアンケートを実施する。そこで得られた必要な情報は教職員間で共有する。

<重点となる取り組み>

- ・いじめの背景となりえる個々の見え方の違いや発達障害、性同一障害などの理解を深め、人権意識を高める指導を実施する。
- ・児童生徒のSNS等インターネットの利用実態を踏まえ、各学年において児童生徒の実態に応じた情報モラルに関する指導を計画的に実施する。
- ・高等部生活委員会が中心となって「いじめ防止スローガン」を作成し、啓発することによって、いじめを許さず、自分たちで進んで解決しようとする意識を高める。

